

瀬戸市告示第 1 3 2 号

平成 2 0 年瀬戸市告示第 3 6 号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は
収納の事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、平成 2 4 年
1 0 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
粗大ごみ処理手 数の収納事務	<省略>	粗大ごみ処理手 数の収納事務	<省略>
	<u>日本郵便株式会社</u>		<u>郵便局株式会社</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>